

令和6年度生

園芸療法課程  
受講生募集要項  
「一般入試（1月募集）」

全寮制コース

通学制コース



淡路景観園芸学校  
園芸療法課程

# 園芸療法課程の概要

## 全寮制コースと通学制コース

＊ 淡路景観園芸学校園芸療法課程は、全寮制コース（1年間）と通学制コース（2年間）があります。授業内容、授業時間数は同じです。

＊ 全寮制コースは、1年間の課程で入寮して学びます。基礎科目・応用科目すべて修得すると兵庫県園芸療法士（兵庫県知事認定）の資格が認定されます。

授業は淡路景観園芸学校で行われます。全寮制学生単独で平日に行われる授業と、通学制コースの学生と合同で週末（休日）に行われる授業があります。

園芸療法実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、学校が依頼した医療・福祉施設・教育機関と連携して行います。

＊ 通学制コースは、2年間の課程で、前期課程と後期課程があります。

授業は淡路景観園芸学校で行われます。1年目（前期課程）は、週末（原則土曜日）に月2回、基礎科目についての授業があります。本校へ通学する際は、岩屋ポート、淡路 IC からシャトルバスを利用できます。

園芸療法実習Ⅰについては、指定された内容について各自が実施計画を立てて行います。実施後、レポートを提出して指導を受けます。内容に含まれるボランティア活動などは、教員と相談し、実習可能な施設を探して実習を行います。

前期課程科目をすべて修得すると、兵庫県園芸療法士補（兵庫県知事認定）の資格が認定されます。

2年目（後期課程）は、前期課程修了者（兵庫県園芸療法士補）を対象とします。週末（原則日曜日）に月1回程度、応用科目の授業を行います。園芸療法実習Ⅱ・Ⅲについては、原則として、受講生が勤務する施設で週に1回のペースで計18回行います。勤務施設で園芸療法実習Ⅱ・Ⅲができない場合、教員と相談し、実習可能な施設を探して実習を行います。

2年間の科目をすべて修得すると、兵庫県園芸療法士（兵庫県知事認定）の資格が認定されます。

## 受講料（令和6年度分）

### 1 全寮制コース

| 納付時期 | 令和6年4月    | 令和6年10月   | 計         |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 受講料  | 267,900 円 | 267,900 円 | 535,800 円 |

### 2 通学制コース

| 納付時期       | 4 月       | 10 月      | 計         |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 前期課程（1 年目） | 133,950 円 | 133,950 円 | 267,900 円 |
| 後期課程（2 年目） | 133,950 円 | 133,950 円 | 267,900 円 |
| 総 合 計      |           |           | 535,800 円 |

- (注) (1) 兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例が改正された場合は、その金額によります。
- (2) 本校では、受講料の納付が著しく困難であると認められる人には、受講料免除に関する規程があります。
- (3) ① 全寮制コースは、受講料のほか、園芸療法実習Ⅱ、Ⅲにともなう交通費などの費用として、受講生会費（70,000 円）が必要です。
- ② 通学制コースは、園芸療法実習Ⅱ、Ⅲにかかる費用は、本人負担となります。

## 目 次

|   |             |           |   |
|---|-------------|-----------|---|
| 1 | アドミッションポリシー | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 |
| 2 | 一般入試（1月募集）  | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 |
| 3 | その他         | ・ ・ ・ ・ ・ | 5 |
| 4 | 学校への交通経路案内  | ・ ・ ・ ・ ・ | 6 |
| 5 | 様式          | ・ ・ ・ ・ ・ | 7 |

受講願書（様式1）

出願理由書（様式2－1～2－2）

健康診断証明書（様式3）

出願資格認定申請書（様式4）

身体障がいに関する協議申請書（様式5）

|   |             |  |
|---|-------------|--|
| 6 | 提出書類チェックリスト |  |
| 7 | 問い合わせ先      |  |